

## 補 助 金

(189) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
(204)

第3章  
第1節  
第7  
農林水産省

|                          |                                                                                |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 会計名及び科目                  | 一般会計 (組織)農林水産本省                                                                |
|                          | (項)農業経営対策費                                                                     |
|                          | (項)担い手育成・確保等対策費                                                                |
|                          | (項)農業生産基盤整備推進費                                                                 |
|                          | (項)国産農産物生産・供給体制強化対策費                                                           |
|                          | (項)国産農産物生産基盤強化等対策費                                                             |
|                          | (項)農業・食品産業強化対策費                                                                |
|                          | (項)6次産業化市場規模拡大対策費                                                              |
|                          | (項)農業農村整備事業費                                                                   |
|                          | (組織)林野庁                                                                        |
|                          | (項)地方創生基盤整備事業推進費                                                               |
| 部 局 等                    | 農林水産本省、林野庁、4農政局、沖縄総合事務局                                                        |
| 補助等の根拠                   | 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)、土地改良法(昭和24年法律第195号)、森林法(昭和26年法律第249号)等、予算補助          |
| 補助事業者等<br>(事業主体)         | 県6、団体4、計10補助事業者等<br>(県1、団体2、計3事業主体)                                            |
| 間接補助事業者<br>等(事業主体)       | 県5、市5、町1、村1、団体5、計17間接補助事業者等<br>(県2、市5、団体5、計12事業主体)                             |
| 補助事業等                    | 担い手育成・確保等対策事業費補助金(平成27年度以前は、農業経営対策事業費補助金)、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金、農業水路等長寿命化・防災減災事業等 |
| 事業費の合計                   | 1,618,904,626 円                                                                |
| 上記に対する国庫補助金等交付額の合計       | 1,277,728,963 円                                                                |
| 不当と認める事業費の合計             | 192,135,767 円                                                                  |
| 上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計 | 107,718,796 円                                                                  |

### 1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

### 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、43都道府県、443市町村及び1,617団体等において、実績

報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、3県、5市、7団体、計15事業主体が実施した担い手育成・確保等対策事業（平成27年度以前は、農業経営対策事業）、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業等に係る国庫補助金107,718,796円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助の対象とならないなどのもの  
9件 不当と認める国庫補助金 68,218,427円
- (2) 工事の設計が適切でなかったもの  
4件 不当と認める国庫補助金 21,926,449円
- (3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの  
1件 不当と認める国庫補助金 8,306,688円
- (4) 補助の目的外に使用していたもの  
1件 不当と認める国庫補助金 7,789,232円
- (5) 補助対象事業費を過大に精算していたもの  
1件 不当と認める国庫補助金 1,478,000円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助の対象とならないなどのもの 9件 不当と認める国庫補助金 68,218,427円  
農業次世代人材投資資金等の交付を受けた者が要就農継続期間にわたり就農を継続していなかったなどしていて補助の対象とならないもの

(5件 不当と認める国庫補助金 21,250,000円)

| 部局等           | 補助事業者等         | 間接補助事業者等     | 補助事業等              | 年度          | 事業費<br>(国庫補助対象事業費)   | 左に対する国庫補助金等交付額 | 不当と認める事業費<br>(国庫補助対象事業費) | 不当と認める国庫補助金等相当額 |
|---------------|----------------|--------------|--------------------|-------------|----------------------|----------------|--------------------------|-----------------|
|               |                |              |                    |             | 千円                   | 千円             | 千円                       | 千円              |
| (189) 農林水産本省  | 一般社団法人全国農業会議所等 | 茨城県(事業主体)    | 担い手育成・確保等対策事業費補助金等 | 平成26、28～令和2 | 323,125<br>(323,125) | 323,125        | 9,000<br>(9,000)         | 9,000           |
| (190) 同       | 一般社団法人全国農業会議所  | 静岡県浜松市(事業主体) | 担い手育成・確保等対策事業費補助金  | 平成29～令和2    | 295,125<br>(295,125) | 295,125        | 8,250<br>(8,250)         | 8,250           |
| (191) 同       | 同              | 福岡県(事業主体)    | 同                  | 29          | 99,250<br>(99,250)   | 99,250         | 1,500<br>(1,500)         | 1,500           |
| (192) 同       | 同              | 同            | 同                  | 2           | 40,500<br>(40,500)   | 40,500         | 1,500<br>(1,500)         | 1,500           |
| (193) 同       | 同              | 沖縄県石垣市(事業主体) | 同                  | 28、29       | 66,812<br>(66,812)   | 66,812         | 1,000<br>(1,000)         | 1,000           |
| (189)～(193)の計 |                |              |                    |             | 824,812<br>(824,812) | 824,812        | 21,250<br>(21,250)       | 21,250          |

これらの補助金は、持続可能な力強い農業の実現に必要な人材力の強化を図ることや就職氷河期世代への就農支援を進めることなどを目的として、一般社団法人全国農業会議所(平成28年3月31日以前は全国農業会議所。以下「会議所」という。)に対して交付し、都道府県等が事業主体となる場合には